

うえだおおぞら保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人聖徳会が設置する当保育園の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 うえだおおぞら保育園
- (2) 所在地 大阪府松原市上田8丁目11番7号

(施設の目的および運営方針)

第2条 うえだおおぞら保育園（以下、「当園」という。）は、保育を必要とする乳児および幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児および幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、利用園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日 大阪府条例第103号）」、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下、「2号認定子ども」という） 54人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下、「3号認定子ども」という）のうち、満1歳児以上の子ども 30人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告117)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育(第7条に規定する時間において提供する保育をいう。)
- (2) 食事の提供
- (3) その他保育に係る行事等
- (4) 延長保育事業
第7条に規定する保育時間以外に保育を提供する事業。
- (5) 障がい児保育事業

(職員の職種、員数および職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1名
園長は、職員および業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 主任保育士 1名
主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括するとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行う。
- (3) 保育士 10名以上
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 保育補助 若干名(必要に応じて)
保育士の業務を補佐する。
- (5) 栄養士 1名
利用園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食および3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。
- (6) 事務員 1名
出勤簿、文書等の整理および出納、予算等会計事務を行う。
- (7) 嘱託医・嘱託歯科医 各1名
園児の健康管理に関する業務を行う。
- (8) 看護師 1名
園児の保健衛生および園児及び職員の健康管理に関する業務を行う。

(通常の保育を提供する日)

第6条 通常の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(1月29日から1月3日)および祝祭日を除く。

(開園時間)

第7条 当園の開園時間は、午前7時00分から午後8時00分までの13時間とする。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時00分から午後6時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前9時00分から午後5時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(延長保育)

第9条 当園は、特別保育事業として延長保育を行ない、通常の保育時間を越えて保育を希望する保護者の中より、延長保育事業実施要綱に基づき選考を行い、保育を実施する。

(1) 保育標準時間認定の認定を受けた園児の延長保育時間

午後6時00分から午後8時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定の認定を受けた園児の延長保育時間

午前7時00分から午前9時00分および午後5時00分から午後8時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

2 延長保育の選考、徴収額の決定、徴収方法等は別に定める延長保育事業実施要綱に基づき決定する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当園の保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 当園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(子ども子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の総額をいう)の支払いを受けるものとする。

この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、前二項の支払いを受けるほか、特定保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第 11 条 当園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 12 条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第 13 条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、利用園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または利用園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、松原市、利用園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に関して採った処置について記録するとともに、事故の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 利用園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、日本興亜損害保険会社を通じて損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 利用園児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園において食中毒や感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 当園は、非常災害に備えて防火管理者を選任し、消防計画等を作成したうえで少なくとも毎月 1 回以上、避難および消火に係る訓練を実施するものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 当園は、利用園児の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定したガイドラインを遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 当園が得た利用園児の個人情報については、特定教育・保育の提供以外の目的では原

則として利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じ、利用園児およびその保護者の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 17 条 当園は、利用園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第 18 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 当園は、利用園児に対し適切な特定教育・保育を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用園児またはその保護者等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用園児またはその保護者等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当園は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 当園への登降園については、保護者の送迎によることを原則とし、自動車による送迎は禁止する。
- 6 第 10 条第 3 項に掲げる特定保育の提供における便宜に要する費用の支払いに関しては、口座振替による支払いを原則とする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖徳会と当園の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- ・この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する
- ・この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する

- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する
- この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

別表

1 保育の提供に要する制服・用品等に係る利用者負担金

項目	内容	負担を求める理由及び目的	金額
制服代 ※3歳児から必要です。	ジャケット		12,430円
	ライン入りポロシャツ		3,410円
	ズボン	男児用	6,270円
	スカート	女児用	6,600円
	帽子		3,900円
体操服代 ※3歳児から必要です。	体操ポロシャツ		3,850円
	体操半パンツ		2,200円
	スポーツウェア		4,510円
スモック代	長袖スモック	3歳児から使用します。	2,000円
	夏スモック	3歳児から使用します。	1,900円
制カバン代	カバン	3歳児から使用します。	5,610円
カラーキャップ代	カラーキャップサンガード	0歳児～5歳児で色が異なります。	1,020円
出席帳代	出席帳・シール	2歳児～5歳児まで使用します。	630円
連絡帳代	連絡帳	0歳児～2歳児まで使用します。	180円
バック代	園児バック		750円
のり代	動物のり	1歳児から使用します。	240円
ロケットタン代	プリンスロケットタン(8色)	1歳児から使用します。	1,050円
ペン代	ニューツインペン(10色)	4歳から使します。	880円
クレヨン代	そうさくクレヨン(16色)	1歳児から使用します。	740円
はさみ代	はさみデラックス	3歳児から使用します。	450円
どうぐ箱代	どうぐ箱(ぱんだ)	3歳児から使用します。	830円

項目	内容	負担を求める理由及び目的	金額
なわとび代	なわとび	4歳児から使用します。	440円
色鉛筆代	いろえんぴつ12色	4歳児から使用します。	450円
ねんど一式代	ねんど・板・ヘラ・ケース	3歳児から使用します。	1,690円
知育ワーク代	せんのおそび・せんとひらがな・あいうえお	3歳児から使用します。	各440円
園外行事費	遠足等	公共交通機関等を利用した場合等に実費分を徴収します。	実費分
写真代	写真の購入	希望者のみの購入となります。	1枚 47円～

2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容	負担を求める理由及び目的	金額
布団代	敷布団・シーツ	午睡時に使用するため（ただし、4歳児クラスは10月以降、5歳児は年間を通じて午睡はありません）。	月額 1,400円 日額 130円
おむつ代	紙おむつ	必要な園児に使用します。	1枚 40円
スタイ・手口拭き代	スタイ・手口拭き	申込みのある園児に対して提供します。	月額 1,100円 月額(少量) 700円
給食費	給食の提供に係る食材料費（3歳児～5歳児）	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料に含まれていた食材料費を実費徴収す	月額 6,430円
朝軽食代	午前8時から8時30分の間で提供します。	申込みのある園児に対して提供します。	1食 130円
夕軽食代	午後6時から6時半の間で提供します。	申込みのある園児に対して提供します。	1食 180円

3 延長保育事業に係る利用者負担金

項目	内容	負担を求める理由及び目的	金額
延長保育料	標準時間認定の方は午後6時から8時までの間、 短時間認定の方は午前7時から9時までの間及び午後5時から午後8時までの間が延長保育となります。	標準時間認定の方については午前7時から午後6時の11時間が基本保育時間であり、短時間認定の方については午前9時から午後5時の8時間が基本保育時間となるため、それ以外の時間帯については延長保育となるため。	30分 150円

- ※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。
- ※ 別表に掲げる価格は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、相当な価格に変更することがある。